○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町田引字大小谷三二八、三二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大小谷三二九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十六日

農林水産大臣　山本　有二

第八十四号中「三千三百七十八番地一」を「三千四百十七番地二」に改める。

第二百八十四号中「夜叉袋字中羽立二番地二」を「小池字中嶋百四十二番地」に改める。

第五百四十二号の次に次の一号を加える。

五百四十三　盛岡広域森林組合　岩手県盛岡市渋民字泉田三百六十　平成二十八年七月

○経済産業省告示第二百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
二八二二〇二	平成十四年六月二十四日	平成二十八年八月一日	血圧計第一類	テルモ株式会社　愛鷹工場　ＭＥセンター 静岡県富士宮市舞々木町百五十番地
○八二二〇三	平成十四年六月二十四日	平成二十八年八月一日	抵抗体温計	テルモ株式会社　愛鷹工場　ＭＥセンター 静岡県富士宮市舞々木町百五十番地

○経済産業省告示第二百三十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十八年九月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年台風第十号による災害	北海道 帯広市 南富良野町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 岩手県 盛岡市 宮古市 久慈市 遠野市 釜石市 大槌町 岩泉町 田野畑村 普代村 軽米町 野田村 一戸町	平成二十八年八月三十日から平成二十八年十二月十五日まで

○国土交通省告示第千七十三号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省運輸省令第三号）附則第二項の規定に基づき、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

国土交通大臣　石井　啓一